

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分並びに同年〇月〇日付けで請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A工業で塗装工として勤務していたところ、平成〇年〇月〇日、遊具塗装工事のため、飛散防止ネットを同僚と取付け中に、床にたれたネットの上で転倒し、地上90cm位の鉄製の横張りに腰の辺りを打ち負傷した（以下「本件災害」という。）ことから、Y病院に受診し、「骨盤骨折、左股打撲傷、左肋骨打撲傷及び左胸腹部打撲傷」（以下「旧傷病」という。）と診断され療養した結果、平成〇年〇月〇日をもって治癒した。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、残存する障害が労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第12級の7に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

なお、請求人は、治癒後も同病院に通院し、同年〇月〇日まで投薬治療を受けているが、診療費については不支給となっている。

その後、請求人は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで服役した後、治癒後も治療を要する状態であるとして、監督署長に「左骨盤痛」（以下「現傷病」）に係る療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の現傷病は旧傷病の再発とは認められないとして、これらを支給しない旨の

処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の現傷病は旧傷病が再発したものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、現傷病の左骨盤痛が旧傷病の再発であると主張しているが、主治医のB医師は回答書において、要旨、平成〇年〇月〇日に撮影されたX線の結果は、症状固定時の平成〇年の時点と同様のX線画像所見であると述べ、また、現時点では新しい治療はなく、再発の認定をする状態ではないとしている。

当審査会としても、X線画像を含め資料を子細に精査したが、B医師の意見は妥当なものと判断されることから、現傷病は旧傷病の再発とは認められないものである。

3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。